

## 本土復帰前に沖縄米軍基地で働いたことが原因で、中皮腫等に罹り死亡した労働者の方のご遺族へ

本土復帰前の沖縄米軍基地においてアスベストに暴露したことが原因で中皮腫や肺がんなどに罹り、亡くなられた米軍関係労働者の方のご遺族については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿救済法」といいます）の特別遺族給付金の支給対象となりました。

本土復帰前の米軍関係労働者の労働災害に係る災害補償に関しては、日本国とアメリカ合衆国との協定等に基づき高等弁務官布令第42号による補償が行われることとされており、労働者災害補償保険法の労災給付は請求できないこととされています。

復帰前に石綿関連作業に従事したことで石綿関連疾患を発症し、これにより死亡した米軍関係労働者の遺族のなかには、布令第42号の補償を受ける権利を時効により失う方がいることも想定されます。

本土復帰前の米軍関係労働者が石綿関連の指定疾病又は対象疾病にかかり、平成28年3月26日までに死亡した者を、石綿救済法の「死亡労働者等」に含めることとし、そのご遺族のうち布令第42号に基づく補償を受ける権利を時効により失った方については、特別遺族給付金の支給対象になりました。

本土復帰前に沖縄米軍基地で働いていて、中皮腫や肺がんなどアスベスト関連疾患を発症し亡くなられた方がご家族の中にいる場合は、特別遺族給付金が支給される可能性がありますので、沖縄労働局、又は最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

(沖縄労働局) <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/okinawa/>

## 石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正石綿救済法」といいます）が、平成23年8月30日に施行されました。この改正により、以下の2点が変更になりましたのでご注意ください。

①特別遺族給付金の請求期限は、平成34年3月27日まで延長されました。

②特別遺族給付金の支給対象は、平成28年3月26日までに亡くなった労働者（または特別加入者）のご遺族の方へと拡大されました。

（注）労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限ります。

詳細は →

「厚生労働省ホームページ」

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/izoku/index.html>

### 【環境再生保全機構からの救済給付について】

なお、本土復帰前に沖縄米軍基地で働いていて、アスベスト関連疾患を発症し、現在療養中の方については、「石綿救済法」に基づく救済給付（医療費、療養手当）の支給対象になると思われますので、独立行政法人環境再生保全機構か保健所にご連絡ください。

詳細は →

フリーダイヤル 0120-389-931

<http://www.erca.go.jp/asbestos/>